

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報は以下のとおりです。

当社は、多くのステークホルダーにより成り立つ企業として社会的責任を果たすべく、業績向上の追及とともに、「経営の健全性・公正性・透明性」を確保する仕組み作りに取り組むべきであると考えております。

当社は、平成28年6月28日開催の第38期定時株主総会をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより、経営における監督と執行の分離を明確化し、今後も一層コーポレート・ガバナンスへの取組みを強化・充実してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
モバイルクリエイト株式会社	3,181,609	40.78
石井工作研究所従業員持株会	863,472	11.07
川口久之	202,100	2.59
石井光明	150,340	1.92
石井仁海	139,480	1.78
株式会社SBI証券	103,700	1.32
楽天証券株式会社	85,100	1.09
渡邊俊雄	80,900	1.03
石井貞憲	60,952	0.78
福島 稔	50,500	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

モバイルクリエイト株式会社 (上場:東京、福岡) (コード) 3669

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

12 月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社であるモバイルクリエイイト株式会社及びそのグループ会社との取引につきましては、一般の取引先と同様、市場価格等を勘案し、都度協議の上決定することとし、少数株主の利害を害することのないよう取引を行ってまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊東徳	学者											
初倉了胤	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊東徳	○	○	——	工業高等専門学校教授として培われた技術面の専門性と高い見識を有しており、技術面を中心に当社の経営を適切に監査いただいております。また、株主の付託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持できると判断し、当社の独立役員として届出いたします。
初倉了胤	○	○	——	弁護士としての経験と専門知識を有しており、またコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけると考えております。また、株主の付託を受けた独立機関として中立・公正な立場を保持できると判断し、当社の独立役員として届出いたします。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち社内取締役1名が常勤しており、また内部監査室と連携し適切な情報収集が実施されているため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を設置していません。なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、補助すべき使用人を設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

【監査等委員会と会計監査人の連携状況】

各々の監査方針や決算上の課題については、定期的に会合を持ち、報告を受けるとともに、必要に応じて往査に立ち会うなど、会計監査人と意見交換を行っております。

【監査等委員会と内部監査部門の連携状況】

社長直轄の内部監査室は、監査等委員会の全体的な調査に際して、その業務を支援しております。また、内部監査室は年次業務監査等の内部監査結果や社内外の諸情報等を監査等委員会に報告するとともに、相互が効率的に監査を行えるように意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、インセンティブ制度は活用していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役の報酬等の額につきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の区分ごとにそれぞれ総額を開示しております。

平成29年12月期における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する取締役の報酬限度額は150百万円であります。

監査等委員である取締役に対する取締役の報酬限度額は50百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等の額については、当社の経営環境及び市場水準、役位、職責等を勘案し、定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当セクションや担当者は特に任命しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会は11名の取締役で構成されており、法令や取締役会規程で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関と位置付け、原則毎月1回開催するほか、必要に応じ随時開催し、情報の共有・伝達をはかり、迅速な経営判断を行い、経営環境の変化に対する機動的な対応と効率的な運営に努めております。

監査等委員である取締役は、上記「当該社外取締役を選任している理由」に記載のとおり、監査等委員会監査を支えるに十分な人材を確保した上で、取締役の職務執行について、監査等委員会の定める監査基準に基づき監査を実施します。監査等委員である取締役は、取締役会をはじめとする重要な会議へ出席するほか、代表取締役との意見交換、取締役、その他使用人からの業務執行状況の聴取、内部監査室及び会計監査人との情報交換等により、取締役の職務の執行状況を監査し、経営監視機能を果たしてまいります。

当社の東京証券取引所が上場規則に定める独立役員は、前述の「独立役員関係」の項に記載のとおり、社外取締役2名です。

内部監査については内部監査室を設置し、当社の会計及び業務監査を実施するため、定期的に社内各部署の業務全体にわたる内部監査を実施し、業務の改善に向けたアドバイスや勧告を行ってまいります。

当社の金融商品取引法監査及び会社法監査を行う監査人は、有限責任監査法人トーマツであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の健全性と透明性の更なる向上を目指し、平成28年6月28日に監査等委員会設置会社へ移行しました。これにより、3名の監査等委員（うち2名は社外取締役かつ独立役員）である取締役が、取締役会において議決権を有することとなりますので、取締役会の監督機能強化に資するものと考えます。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社ホームページに第39期定時株主総会（平成29年3月開催）の招集通知を掲載。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、有価証券報告書・四半期報告書、決算説明会資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署名 管理部、担当役員（社長）佐藤一彦、 事務連絡責任者 時枝典生	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の認証取得・維持

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という。）を整備する。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令遵守（コンプライアンス）体制の基礎として、創造理念、行動理念、経営方針をもとに法令遵守基本規程を定め、法令遵守体制の整備および維持を図り、必要に応じて各部署にて、基準の策定、研修の実施を行う。
 - (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査を担当する部署を置き、各部署の業務執行およびコンプライアンス状況について定期的に内部監査を実施し、取締役会および監査等委員会に報告する。
 - (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社における重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会、監査等委員会および担当部署に報告する。
 - (4) 当社は、反社会勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会勢力とは取引関係、その他一切の関係を持たない社内体制を堅持することとする。また、反社会勢力から接触を受けた時は、適宜に警察、弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。
 - (5) 監査等委員である取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に係る情報については、文章管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、保存年限に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - (2) 当社は、機密情報につき「機密管理規程」を制定して、当社の機密情報の管理・保全について定め、企業機密の漏洩防止体制を確立する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の業務執行に係るリスクの把握と管理及び個々のリスクの管理体制として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止するために、社長を本部長とする対策本部を設置し、これを最小限に止める体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項をはじめ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行なう。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の決定に基づく業務執行については、業務規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
 - (1) 当社は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査等委員会と協議して設置することとする。
 - (2) 監査等委員会を補助すべき使用人は、その職務については監査等委員会の指揮命令に従い、その評価は、監査等委員会と協議して行なう。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。前記に関わらず、監査等委員会は、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して報告を求めることができる。
 - (2) 社内通報体制の適切な運用を維持することにより、法令違反その他の法令遵守上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
 - (3) 監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行なうこと禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。
7. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要なあらゆる会議に出席し、必要な報告を求めることができるものとする。また、監査等委員会は、代表取締役および内部監査部門、ならびに会計監査人に、それぞれ随時説明および報告を行なわせるとともに定期的に情報交換を行なう。
 - (2) 監査等委員の職務の施行について生じる費用の前払または償還の手続及びその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理等所要費用の請求を監査等委員からうけたときは、当社は監査等委員の職務執行に明らかに必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を堅持しております。
- (2) 反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処することにしております。

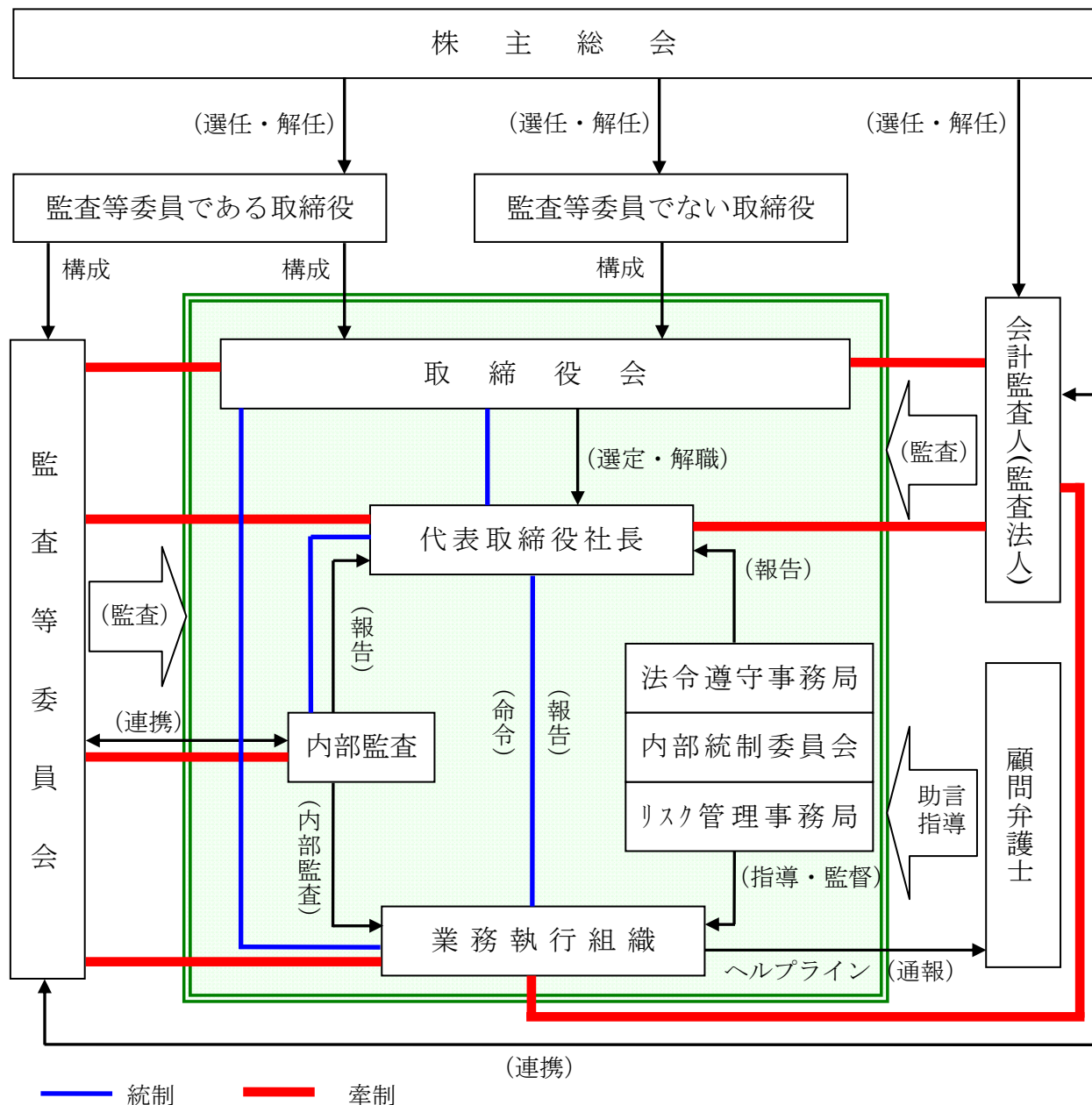
Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

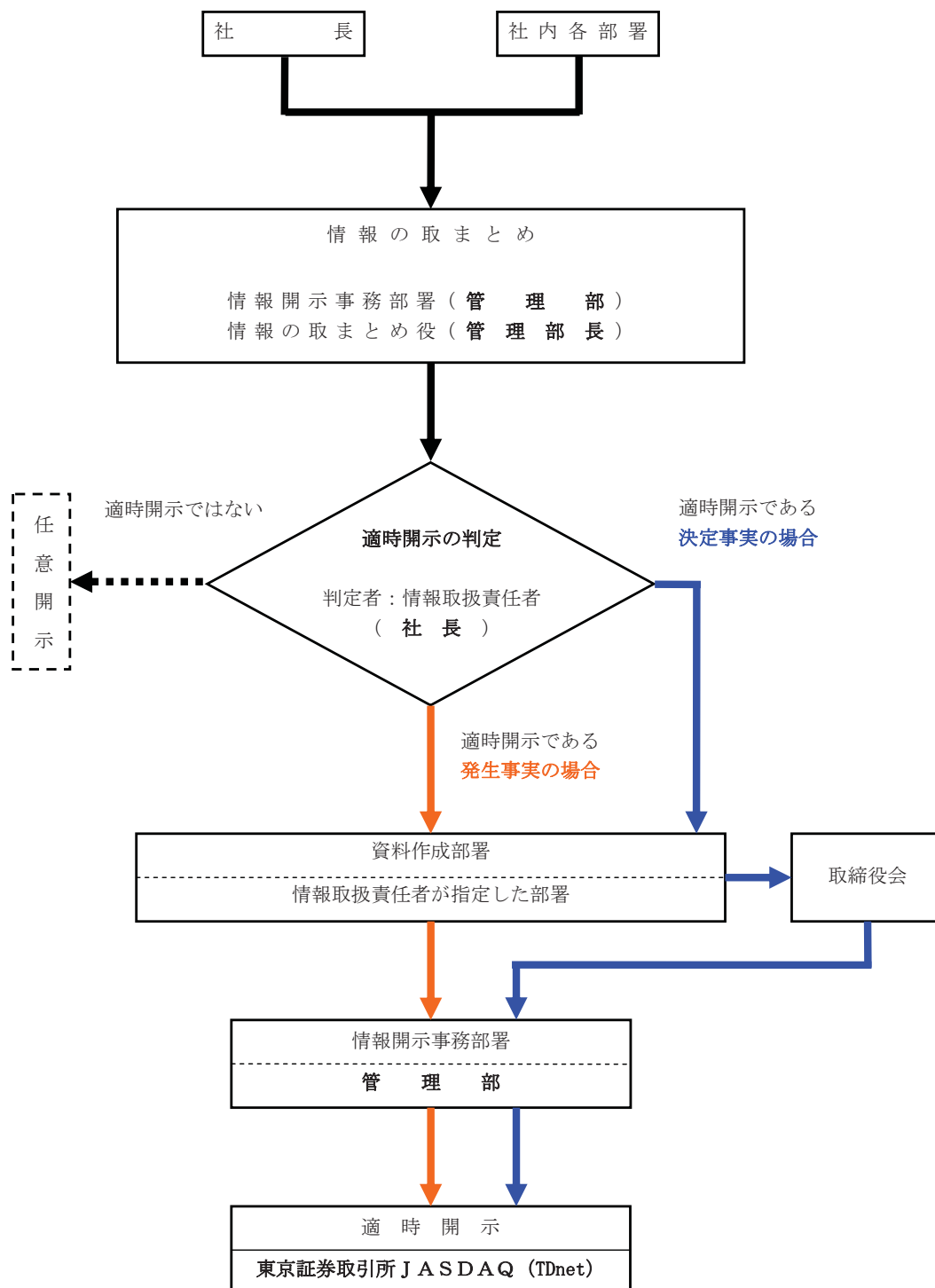
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要（模式図）



当社は、会社情報の公正かつ適時・適正な開示を行なうため、会社情報の内容により次のような体制をとっております。

1. 決定事実に関する情報

重要事項の決定は、毎月1回開催する取締役会にて行ないます。情報取扱責任者（社長）は、決定された重要事実について情報開示事務部署に指示し、東京証券取引所の適時開示規則に従い、開示が必要な場合には速やかに情報開示するよう努めております。

2. 発生事実に関する情報

重要事実が発生した場合は、当該事実を認識した部署から速やかに情報開示事務部署を経て情報取扱責任者（社長）へ報告する体制となっております。情報取扱責任者は、その発生事実について情報開示事務部署及び関係各部署と協議・検討のうえ、適時開示規則に従い、開示が必要な場合には迅速に情報開示するよう努めております。

3. 決算に関する情報

決算に関する情報は、管理部において決算報告書類を作成し、並行して会計監査人の監査を受けます。最終的に取締役会において決算報告書類が承認され、同日に情報開示事務部署が決算情報を開示しております。